

令和3年度（2021年度）第3回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2021年9月3日（金）午後2時開会
オンライン開催

1. 開 会

○事務局（石井課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第3回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、本日は、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

進行は、私、石井が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

さて、本日は、新型コロナウイルス感染症に関し、緊急事態宣言が発令されており、感染拡大防止の観点からZoomを用いたオンラインでの開催とさせていただくことにいたしました。

本日は、事前に委員の皆様全員から出席のご予定をいただいておりますが、現在、委員総数15名中、会場出席が露崎会長の1名、オンラインでの出席が11名で、合わせて12名のご出席となっております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一般傍聴者は受け付けておりませんが、報道機関として建設新聞社の方がいらしております。

2. 挨拶

○事務局（石井課長補佐） それでは、会議に先立ちまして、環境計画担当課長の佐々木よりご挨拶を申し上げます。

○佐々木環境計画担当課長 佐々木でございます。

本日も、お忙しい中、本審議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

8月27日からの新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言によりまして、今日の審議会も一部オンラインとさせていただきました。ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解をいただければと思います。

さて、本日は、次第にもありますとおり、清陵風力発電事業計画段階環境配慮書1件のご審議をいただく予定としております。

また、最後には、情報提供といたしまして、現在、環境省で風力発電事業の規模要件の変更における政令改正のパブリックコメントを実施されていらっしゃる場所ですので、その概要についてお知らせいたします。道といたしましても、風力発電施設の規模要件のあり方について検討しているところであり、今後、審議会でも取り上げていただくことになろうかと考えておりますので、その際はよろしく願いいたします。

本日も効率的な会議運営に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、引き続き、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

本日は、よろしく願いいたします。

◎連絡事項

○事務局（石井課長補佐） 資料については、事前にお送りしておりますとおり、会議次

第、委員名簿のほか、本日の議事内容に関する資料 1-1 と資料 1-2 になっております。

なお、現在、まだ参加されていない委員は、笠井亮秀委員、三谷委員、吉中委員の 3 名でございます。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は 1 件です。

第 1 回目の審議となります（仮称）清陵風力発電事業計画段階環境配慮書についてとなりまして、黄色の図書のオリックス株式会社の事業です。事務局からの事業概要の説明、主な 1 次質問とその事業者回答の報告、その後に行う皆様の審議の時間を合わせ、30 分程度を予定しております。

それでは、これより議事に移ります。

これからの議事進行は露崎会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

3. 議 事

○露崎会長 よろしく申し上げます。

それでは、議事に入る前に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第 4 条に基づき、本日の議事録に署名する 2 名の委員を指名いたします。

本日は、石井委員と大原委員を指名します。ご両名には、後日、事務局が取りまとめた議事録の内容を確認していただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

石井委員、よろしいでしょうか。

○石井委員 承りました。よろしくお願いいたします。

○露崎会長 大原委員、よろしいでしょうか。

○大原委員 承りました。よろしくお願いいたします。

○露崎会長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

本日が 1 回目の審議となります（仮称）清陵風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。事務局から事業概要等の説明及び主な 1 次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○事務局（五十嵐主事） それではまず、図書を用いて事業概要の説明を行います。

本配慮書は 7 月 29 日付で受理し、本審議会には 8 月 4 日付で諮問させていただいております。

なお、知事意見は事業者から 10 月 27 日までを期限として求められております。

縦覧期間は 7 月 30 日から 8 月 31 日までで終了しておりまして、一般意見の募集も 8 月 31 日までとなっております。

初めに、事業内容についてご説明いたします。

まず、図書の 4 ページをご覧ください。

事業実施想定区域の位置は、伊達市大滝区となっております。

次に、1 ページ戻っていただきまして、3 ページをご覧ください。

本事業は、単機出力4,200キロワット程度の風力発電機を最大45基設置する計画であり、総出力は最大18万9,000キロワットとなっております。

区域の面積は約2,919ヘクタールです。また、そのうち、風力発電機の設置予定範囲は約178.4ヘクタールと記載がありますが、こちらは誤りで、正しくは約805.6ヘクタールだとのことです。

また、関係市町村は伊達市と千歳市になっております。

次に、飛びまして、30ページをご覧ください。

設置が予定されている風力発電機の概要ですが、ローター直径は約117メートル、風車全高は約156.8メートルとなっております。

次に、1ページめくっていただいて、33ページをご覧ください。

こちらは、輸送ルートのご案内です。苫小牧港を陸揚地点として、一般道道259号、一般国道36号及び276号を利用する計画となっております。

また、1ページめくっていただきまして、34ページ、35ページをご覧ください。

こちらは区域周辺の他事業についてですが、1事業ありまして、評価書が確定している(仮称)留寿都風力発電事業となっております。

次に、事業実施想定区域及びその周囲の概況についてご説明いたします。

まず、動物について、71ページをご覧ください。

環境省のEADASのセンシティブティマップでは、事業実施想定区域を含む東側のメッシュは、重要種であるイヌワシ、クマタカの生息情報により、注意喚起レベルA3に該当しております。

また、注目すべき生息地について、86ページ、87ページをご覧ください。

事業実施想定区域の周囲には支笏湖鳥獣保護区が存在し、区域及びその周囲にはIBA、KBAである支笏・洞爺が存在します。

次に、植物について、91ページをご覧ください。

こちらの図3.1-23は、現存植生図における区域の植生です。凡例は95ページの表にございます。比較的面積の広い群落として、ブナクラス域代償植生、植林地、耕作地植生等が分布しています。また、区域の西側には牧草地が広がっております。

次に、重要な自然環境のまとまりの場について、115ページをご覧ください。

事業実施想定区域の東側に近接して支笏洞爺国立自然公園が存在しています。また、事業実施想定区域内には、植生自然度9及び10の群落が存在するほか、水源涵養保安林が存在しています。

次に、景観について、118ページをご覧ください。

こちらは、主要な眺望点の状況についての図となっております。

また、眺望点について、大きく飛びますが、257ページの表4.3-27をご覧ください。

こちらは、それぞれの眺望点における発電機設置予定範囲からの距離と風力発電機の垂

直視野角が示されています。垂直視野角が最も大きくなるのは、美笛峠の展望駐車場であり、約8.1度となっております。

次に、ページを戻っていただきまして、住宅等の位置について、144ページをご覧ください。

図中のオレンジ色の点が住居等ですが、区域から一番近い住居との離隔距離は約1.8キロメートルとなっております。

次に、計画段階配慮事項の選定についてご説明いたします。

193ページをご覧ください。

こちらは、選定の表となっております。影響要因の区分の工事の実施による環境影響については、配慮書段階では工事計画等まで決まるような熟度でないものの、方法書以降で環境保全措置を検討することにより影響の回避または低減が可能であるとの考えから選定されていません。

土地または工作物の存在及び供用については、陸上風力発電事業に係る項目はおおむね選定されております。

また、本事業では、超低周波音についても、参考項目ではありませんが、配慮が特に必要な施設等に対して影響を及ぼす可能性があるとの理由から選定されております。

次に、195ページ、196ページをご覧ください。

こちらの表は、調査、予測及び評価の手法について選定した環境要素の区分ごとにまとめております。

続きまして、260ページ、261ページをご覧ください。

こちらは、評価の結果を整理した表となっております。選定されている全要素で重大な影響が実行可能な範囲内で回避または低減されていると評価されております。しかし、動物については、コウモリ類や鳥類が施設の稼働時に区域の上空を飛翔した際、バットストライクやバードストライクが発生するなど、重大な影響を受ける可能性があるとして評価されております。また、全ての項目において方法書以降の手續等において留意する事項がまとめられてありまして、これらに留意し、環境影響の回避または低減を図ることです。

以上が事業の概要説明となります。

続きまして、資料1-1を用いて、事務局から図書について1次質問を行い、いただいた事業者回答の幾つかを紹介いたします。

なお、資料1-2については、1次質問の回答の別添資料となっておりますが、説明には使用しませんので、適宜、ご参考にしてください。

まず、2ページの質問2-11をご覧ください。

他事業との累積的影響の考え方について、先行事業者との協議状況と今後の累積的影響の考え方について質問しました。これに対して、先行事業者とは過去の経緯などに関するヒアリングを実施している、また、事業を推進することについて否定的な反応はなかった、累積的影響に関しては、方法書段階の事業計画と他事業との位置関係を踏まえ、対応を検

討するとのことです。

続きまして、3ページの質問3-7をご覧ください。

区域の東側の大部分が保安林と重複していることについて、影響の低減の方法も含め、事業者の見解を伺いました。これに対して、保安林については今後の許認可の内容も含めて検討する、また、影響の低減については、水源涵養機能を損なわないよう、可能な限り改変面積の縮小を図る等の対応を検討するとのことです。

続きまして、その下の質問3-8をご覧ください。

こちらでは、自然度9、10の範囲との重複について、今後の除外の可能性について質問しました。これに対して、植生図は、平成17年の調査に基づいたもので、現状と大きく異なる可能性があることから、先行植生調査を実施して現状の植生を把握し、方法書で事業計画について再検討するとのことです。

続きまして、4ページの質問4-1をご覧ください。

騒音の影響を受ける範囲を2キロメートルとしていながら、その離隔距離が確保されていない理由について質問しました。これに対して、現地調査や土木調査を実施しておらず、計画熟度の低い現段階では風車の設置予定範囲をこれ以上絞り込むことができなかったためとのことです。

続きまして、質問4-7をご覧ください。

動物についてですが、専門家ヒアリングにて、IBAやKBAに含まれる、あるいは、近接する場所は、支笏湖や洞爺湖の周辺の野生生物の生息における緩衝帯としても重要であり、このような場所や、大径木、樹洞のある樹木を有する林分などの場所の環境の改変による希少鳥類や生物多様性に対する影響の回避が困難であるとの指摘について、事業者の見解を伺いました。これに対して、方法書以降、専門家の意見を踏まえ、調査方法の検討、調査を実施し、その結果を計画に反映するとのことです。

最後になりますが、5ページの質問4-13をご覧ください。

植物への影響について、植生図上では分類されていない高層湿原等の存在可能性があるため、直接改変だけでなく、改変区域周辺の乾燥化などの間接的影響が考えられるが、どのように対応していくのかを質問しました。これに対して、方法書以降の現地調査において重要な群落及び種の位置を把握し、影響を回避、低減できるよう対策を検討するとのことです。

本事業の1次質問及び事業者回答に関する説明は以上といたします。

今後の予定ですが、委員の皆様にご2次質問の作成について依頼させていただきたいと考えております。期日が短く、申し訳ありませんが、9月10日、来週の金曜日を期限とし、メールにて依頼させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上となります。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。

○白木委員 4ページの質問番号4-8の動物についてです。

ここでは、IBAやKBAが一部含まれているが、改変に伴う影響はほとんどないと予測していると図書に書かれていることに対して、どうして改変される可能性が低いのかを聞いております。幾つか似たような質問もあったかと思いますが、その回答として、道路など、部分的な改変の可能性はあるものの、今後、事業計画の詳細を検討していく段階で影響を回避または低減できる可能性が高いため、改変される可能性は低いとしていたということなのですね。ただ、改変されなければそうかもしれないですが、改変される可能性はまだ残っていますので、改変された場合にどのような影響が生じ得るかを予測し、書いていただきたいと思います。

○事務局（五十嵐主事） 改変の可能性があるので、改変された場合にどのような対応を取るのかを2次質問で事業者質問しようと思います。

○白木委員 もう一つは、図書の229ページの表4.3.16-1についてです。

これは、ほかの事業でも類似のことがあると思います。生息環境を分類し、そこに生息している生物、ここでは鳥について影響予測をしているのですが、一つの生息環境だけで生息が完結するわけではなく、複数の生息環境を使っているものが多いわけです。

例えば、水辺が主な生息環境になっているミサゴ、オジロワシ、オオワシは、営巣やねぐらを取る場所は森林だったりするので、水辺だけでなく、森林も主な生息環境となります。水辺にはたしかタンチョウも入っていましたが、タンチョウも草地などで生息します。

このように、それぞれの生息環境により、どのような改変がされるか、どのような影響が生じ得るかは違ってくるので、生息環境が複数にまたがる生き物については、やはり関係する生息環境全てに当てはめて影響予測をしていただきたいと思いますと言っただけですでしょうか。

○露崎会長 白木委員が言っていることは、例えば、タンチョウは草地にも水辺にも種名があるべきだということですか。

○白木委員 そうです。使う場所は一つの環境だけではないですよ。例えば、オジロワシやオオワシは水辺に挙げられていますが、餌場は水辺で、営巣をしたり、ねぐらを取ったりするのは森林です。その両方の評価がないと、その種に対する影響評価にはなりませんので、その点も考慮し、予測してほしいということです。

○事務局（五十嵐主事） 趣旨について了解いたしましたので、生息環境が複数にまたがる種について、どのように影響を予測するかについて事業者質問したいと思います。

その質問内容については会議終了後に白木委員とご相談させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○白木委員 よろしくお願ひします。

○露崎会長 そのほかに質問等がございましたら、挙手、あるいは、マイクで発声をお願いいたします。

○笠井（美）委員 気になっているところは、質問番号3-15の土砂災害危険箇所の図

3. 2-16についてです。

こちらには、土石流危険流域に風力発電機の設置予定範囲がかかっているということが書いてあります。そこで、この辺の地質図を実際に拝見したところ、近くの厚真もそうですが、軽石の堆積物が多くなっているということですよね。

軽石の堆積物は、地震で揺らされたりすると液状化します。そうなると、緩い斜面でも滑ってしまうことがありますし、この辺は火山性の地質が分布しているところですので、この辺りでは液状化が危惧されるかなと思います。

また、土砂災害危険箇所や地滑り危険箇所等があり、下や近辺に保全対象がある区域を警戒区域などとして指定されているのです。この辺は保全対象がないところですので、もちろん上流の土石流危険溪流にかかっているからそうだと思うのですが、たまたま保全対象がないことをもって何も起こりませんとなっている可能性があります。

ただ、この辺は地質がかなり脆弱ではないかと思われまますので、工事をするようであれば、地質に配慮されながら実施されたほうがよいのかなと思いました。

○事務局（五十嵐主事） 脆弱性については、いただいたご意見を参考に、事業者にどのように考えているかの見解を伺うとともに、今後、対策等も聞いていきたいと思ひます。

○露崎会長 さらに付け足し等はございませんか。

○笠井（美）委員 しっかりと調査されたほうがいい場所だということです。あとは、事業者でいろいろな調査を進めていただければと思ひます。

○露崎会長 私も2次質問で書こうかなと思ひていたことですが、植物について貴重な種が50種というのは自分の経験としても少ないと見ていました。文献をちゃんと精査しているか、適切な文献が漏れていないかどうか等についてはもう一回確認したいと思ひています。

ほかにご意見やご質問、確認等がございましたらお願いします。

○白木委員 基礎データを得るための先行の留寿都風力発電事業の影響評価図書の入手に関してですが、現段階で既に何らかの交渉を行っているのかどうか、また、もし交渉しているのであれば、どのような感触が得られているのかを聞いていただけますか。

○事務局（五十嵐主事） 資料1-1の4ページの質問番号4-4でも質問をしておりますが、事業者からは、留寿都風力発電事業の図書について、事業者から許可を得られた場合には図書へ情報を反映いたしますという回答をいただいております。

○白木委員 これを聞いた時点ではまだ何も交渉していないと思えるので、既に交渉しているのかどうかを早めに確認していただきたいと思ひます。

○事務局（五十嵐主事） 2次質問で確認いたします。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにないようですので、議事についての審議を終了いたします。

これをもって本日の議事は終了です。

事務局から連絡事項があるとのことですので、お願いいたします。

○事務局（石井課長補佐） 皆様、本日は1件のご審議をありがとうございました。

また、三谷委員と吉中委員については途中からとなりましたけれども、我々の説明はきちんと伝わりましたでしょうか。

それでは、お知らせが二つございます。

一つ目は、最初の課長のご挨拶でも触れました国の環境影響評価法の対象となる風力発電所の対象規模要件の変更について、ご説明させていただきます。

現在、環境省では、環境影響評価法における風力発電所の対象規模要件を引き上げる環境影響評価法施行令の改正について、パブリックコメントを実施中です。

風力発電所については、平成24年に環境影響評価法の対象となりました。今回の改正の背景ですが、国の環境省と経済産業省では、昨年度に有識者によります再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会を設置しております。風力発電に係る環境影響評価の適正なあり方について様々な側面から幅広い議論が行われた結果、風力発電所の法による対象となる規模について、最新の知見に基づき、他の法対象事業との公平性の観点を踏まえ、第1種事業は、現在、1万キロワット以上となっておりますが、5万キロワット以上が適正とされております。

そして、この検討会の結論を受け、本年6月18日に閣議決定された規制改革実施計画におきまして、法対象の風力発電所の規模要件の引き上げ措置を本年10月までに講ずることとされたことから、今回の改正案に至ったということです。

改正の具体的な内容は、法対象の風力発電所の規模要件について、第1種事業は、現在の1万キロワット以上を5万キロワット以上に引き上げ、第2種事業についても、従来の第1種事業の0.75倍である3万7,500キロワットからに引き上げることとし、本年10月31日から施行するというものです。

また、法案件の対象変更に伴い、自治体が対応するための期間が来年9月30日を期限として設けられるとのことでした。

この経過措置は、従来の第2種事業の下限以上、10月31日以降は、法アセスの対象から外れることになる新しい第2種事業の下限以下、つまり7,500キロワット以上3万7,500キロワット未満の事業が対象となります。

経過措置の一つ目は、既に法アセス手続を開始している事業の取扱いについてです。

北海道内におきましては、方法書まで終了している道北の幌延町の幌延風力発電事業更新計画と、現在、方法書の手続中の石狩市厚田区聚富望来風力発電事業などが該当いたします。この場合は、アセス手続が終了するまで継続して法アセスが適用されることとなっております。

次に、二つ目の施行日までに法アセス手続を開始していない事業の取扱いについてですが、この場合、事業着工の開始予定時期により、二つの場合が想定されております。

一つ目は来年9月30日までの移行期間中に着工しようとする場合で、もう一つは移行

期間が終了する来年10月1日以降に着工しようとする場合です。

来年9月30日までの着工を予定する事業ですが、この場合、法アセス手続が必要かどうか、経済産業大臣による判定を受けなければならないとされており、判定を受けずに法アセス手続を開始することも可能とされております。

仮に経済産業大臣が法アセスは不要と判断した場合でも、道条例では、1万キロワット以上の事業は第1種事業としてアセス手続が必ず必要となりますし、7,500キロワットから1万キロワットまでの間であっても道条例の第2種事業に該当し、判定の結果、アセス手続が必要になる可能性があることを考えますと、移行期限までの1年間でアセスの調査を含めた全ての手続を完結させることは不可能であることから、道内においては該当する案件は発生しないと考えております。

もう一つの来年10月1日以降の着工を予定する事業の場合ですが、法アセス手続の必要性について、経済産業大臣の判定を仰いで不要となった場合には道条例のアセス手続が適用されますが、経済産業大臣の判定を受けずに法アセス手続を開始することも可能となっております。つまり、道アセス案件に該当する場合でも法アセスを選択することができます。

以上がパブリックコメントが行われている環境影響評価法施行令の一部を改正する政令(案)の概要でしたが、本年10月31日からは、風力発電事業に係る環境影響評価法の適用規模範囲が変わりますことから、今後、道におきましても、それに対応した動きについて検討が必要になってくると考えております。

一つは適用範囲が変わることによる本審議会における審査への影響ですが、移行措置でご説明しましたように、現在手続中の案件については従来どおり手続を進めます。

もう一つは法の適用範囲が変わることに伴う道条例等における対応ですが、これについては、最初の課長のご挨拶にもありましたように、今後、皆様にご相談をさせていただくことになろうかと考えているところですので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

お知らせについては以上でございます。

ここでご報告があります。

間もなく終わってしまうのですが、笠井(亮)委員にご参加いただきましたので、これで全委員のご出席となりました。

それでは、環境省のパブリックコメントについて何かご質問はございませんか。

○白木委員 この内容自体に関することではないのですが、例えば、この法が通った場合に北海道として独自の条例をつくる考えはありますか。

○事務局(石井課長補佐) 今回は、法アセスの風力について、第1種事業の1万キロワット、第2種事業の7,500キロワットからという規模要件の変更となります。道条例の対象の規模要件は、現在、第1種事業は国に合わせて1万キロワット、第2種事業はその半分の5,000キロワットとしておりますので、新しい対応としては、今のところ、国の改正を受けてこの規模要件をどうするのかの検討のみかなと考えております。

○白木委員 北海道としては、今後、規模要件をどうするかのみを考えていくということですか。

○事務局（石井課長補佐） 今回の国の改正内容は、今のところ、規模要件のみですので、道の対応としても規模要件についてかなと考えております。

○白木委員 分かりました。

○事務局（石井課長補佐） ほかに何かございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（石井課長補佐） 次に、次回の予定についてです。

次回の令和3年度第4回環境影響評価審議会は、既に皆様にお知らせしておりますとおり、10月14日の午後1時半から、札幌市内において対面形式での開催を予定しております。Zoomでのオンラインも併用する予定です。

ただ、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等により、今回のようにオンライン開催とする等、開催方法を変更することがあるかもしれませんので、ご了承をいただきたいと思います。詳細が決まりましたら改めてご連絡いたします。

以上です。

4. 閉 会

○露崎会長 それでは、本日の審議会を終了します。

お疲れさまでした。

以 上